

市民委員を募集



図書館協議会

図書館のサービス充実を図るため、協議します。

▼対象 5月13日現在、18歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日昼間の会議(年4回程度)に出席できる方
▼任期 7月から2年間
▼報酬 1回1万800円
▼募集人数 2人
(選考)▼応募方法 5月13日(金)「消印有効」までに、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、職業、「これからの図書館サービスに求めること」(1200字以内)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで図書館管理係(〒190-0012 曙町2-1-36 2中央図書館4階) ☎(528)6800 📠(528)6800 📧(528)680099 tosho kan@city.tachikawa.lg.jp

地域公共交通会議

地域の実情に即した交通サービスの提供とよりよい交通体系の実現を図るため、協議します。
▼対象 5月20日現在、18歳以上で市内に引き続き3か月以上在住し、平日昼間の会議(年4回程度)に出席できる方(同委員を3年以上継続している人は除く)
▼任期 7月から2年間
▼謝礼 記念品
▼募集人数 若干名(選考)
▼応募方法 5月20日(金)「必着」までに、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、職業、「これからの公共交通サービスに求めること」(1200字以内)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで図書館管理係(〒190-0012 曙町2-1-36 2中央図書館4階) ☎(528)6800 📠(528)6800 📧(528)680099 tosho kan@city.tachikawa.lg.jp

番号、職業、他の審議会委員を務めている方はその名称と任期「市民生活と地域交通の今後のあり方」についての意見(700字以内)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで交通対策課(市役所2階77番窓口)内線2280 ☎(521)30200 📠 koutsutraisa ku@city.tachikawa.lg.jp

公の施設指定管理者候補者選定審査会

公共施設では、民間の能力を活用した管理運営を行っています。新たな管理者となる応募団体(民間企業やNPO法人など)の審査を行います。

▼対象 5月25日現在、18歳以上で市内に引き続き3か月以上在住しており、平日の会議(年5回程度)に出席できる方。これまで他の審議会等の委員をしたことがない方を優先
▼任期 8月から2年間
▼報酬 1回1万800円
▼募集人数 3人以内(選考)
▼応募方法 5月25日(水)「消印有効」までに、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、職業、「公共施設における民間活力の活用」についての意見(800字程度)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで行政経営課(市役所2階43番窓口)内線2703 ☎(521)2653 📠 g-keiei@city.tachikawa.lg.jp

ブロック塀等撤去工事等助成金を交付しています

市は、危険なブロック塀等を撤去する工事などの費用の一部を助成しています。



●対象 道路に面する場所に設置された高さ80センチメートル以上の危険なブロック塀等(コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀、これらに類する塀や門柱)。なお、木塀も新設のみ対象となります。

●助成額 撤去等については、工事費用と助成対象の塀の長さ1メートル当たり6500円を乗じた額を比較して、少ないほうの額(上限30万円)▼新設(撤去)撤去の助成額に加え、新設費用と新設する塀の長さ1メートル当たり6000円を乗じた額を比較して少ないほうの額(上限18万円)。なお、工事後の塀は地震に対して安全な構造となることが条件です。

●申請 必ず、事前相談票を持参して工事契約前に防災課にご相談ください。事前相談票と申請書等は防災課(市役所2階55番窓口)、建築指導課(市役所2階74番窓口)で配布しています(市ホームページからダウンロードも可)。

くわしくは市ホームページをご覧ください(下2次元コードからアクセス可)。

防災課・内線2531、建築指導課・内線2337

児童関係の各種手当等 該当する方は申請を

市や国、都は児童を養育している方を対象に各種手当の支給や医療費の助成などを次の表のとおり行っています。現在これらの手当等を受けていない方が新たに手当等を受けるには申請が必要です。該当する方で、まだ申請していない方は子育て推進課(市役所1階21番窓口)で申請してください。また、これらの手当等を受けている方には更新月に現況届の案内を郵送しますので、忘れずに提出してください。

なお、乳幼児医療費助成以外は所得制限があります。

☎子育て推進課・内線1346

対象者・支給要件と手当月額(令和4年4月1日現在)	
学齢前	①乳幼児医療費助成 市内に住む学齢前の乳幼児を養育している方で、乳幼児が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分
小1~中3	②義務教育就学児医療費助成 市内に住む義務教育就学期の児童を養育している方で、対象児童が健康保険に加入している方に助成。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部
中学校修了前	児童手当 中学校修了前の児童を養育する方に支給。 【手当月額】▶3歳未満=15,000円 ▶3歳以上小学校修了前 第1子・第2子=10,000円 第3子以降=15,000円 ▶中学生=10,000円 ▶所得制限以上の世帯の児童=5,000円 生計中心者が公務員の場合は、職場での申請となります。

障害のある児童のいる家庭	特別児童扶養手当 20歳未満で、身体障害者手帳1級~3級程度、愛の手帳1度~3度程度の児童、長期間安静を要する病状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を養育している方に支給(施設に入っている児童や障害を理由とする年金を受給している児童を除く)。 【手当月額】▶1級=52,400円 ▶2級=34,900円
	児童育成手当(障害手当) 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している保護者に支給▶身体障害者手帳1級・2級程度▶愛の手帳1度~3度程度▶脳性まひ▶進行性筋萎縮症 【手当月額】15,500円
	児童扶養手当 次のいずれかに該当する児童を養育する父または母、養育者に、その児童が18歳になる年度末まで(中度以上の障害がある児童は20歳になるまで)支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(障害基礎年金1級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】▶全額支給=43,070円 ▶一部支給=10,160円~43,060円 ▶加算分=2人目5,090円~10,170円、3人目以降3,050円~6,100円 公的年金受給の場合は、年金の月額分が差し引かれる場合があります。くわしくは市ホームページをご覧ください。
	児童育成手当 次のいずれかに該当する児童を扶養している保護者に、その児童が18歳になる年度末まで支給▶父母が離婚した▶父または母が死亡または生死不明▶父または母が重度の障害(身体障害者手帳1級・2級程度)を有する▶父または母に1年以上遺棄されている▶父または母が法令により1年以上拘禁されている▶婚姻によらないで生まれ、父または母に扶養されていない▶父または母が保護命令を受けた 【手当月額】13,500円
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費助成 対象要件は上欄の児童扶養手当と同じ。中度以上の障害のある児童には20歳未満まで助成。対象者は健康保険に加入していることが必要。 【助成内容】保険給付が行われた医療費の自己負担分の一部または全部